

Vol.3 No.25 Feb. 2011

おもちゃのフタル酸エステルについて (おもちゃ又はその原材料の規格の改正)

はじめに

おもちゃ又はその原材料の規格が平成22年9月6日付け厚生労働省告示第336号で 一部改正され、フタル酸エステルの規制が強化されました。今回の改正により、これま でポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の指定おもちゃ*1に規制されていた2種類 のフタル酸エステル[フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)及びフタル酸ジイソノニ ν (DINP)]に加え、新たにフタル酸ジ-n-ブチル(DBP)、フタル酸ベンジルブチル(BBP)、 フタル酸ジイソデシル(DIDP), フタル酸ジ-n-オクチル(DOP)が規制の対象となりました。 今回は、フタル酸エステルの用途や毒性、規格改正の経緯等についてご紹介します。

*1 乳幼児が接触することによりその健康を損なう恐れがあるものとして厚生労働大臣が指定する おもちゃを指します。

フタル酸エステルとは

フタル酸エステルは,ポリ塩化ビニルのような合成樹脂の可塑剤(軟化剤)として幅広 く使用されています。軟質ポリ塩化ビニル製品の中にはフタル酸エステルが 50%以上含 有されているものもあり、液体が接触することで容易に合成樹脂から溶出されます。乳 幼児は物を口に入れる性質があるため, 唾液にフタル酸エステルが溶出して経口曝露す る恐れがあります。

日本におけるフタル酸エステルの規格はおもちゃ以外の対象品としては,油脂又は脂 肪性食品に接触するポリ塩化ビニル製の器具又は容器包装があり、DEHP だけが使用禁 止となっています。

旧規格	新規格で新たに規制されたフタル酸エステル		
DEHP	DBP	ВВР	
DINP	DIDP	DOP	

図-1 フタル酸エステルの構造

諸外国の規制

1) EU

EU では欧州議会及び理事会規則(EC)No 1907/2006(REACH*1)でフタル酸エステルが規 制されています。

*1 Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals

対象		対象物質	規制値
おもちゃ及び育児用品の 可塑化された材料部分	子供の口に入るもの	DEHP, DBP, BBP	3種合わせて0.1%以下
		DINP, DIDP, DOP	3種合わせて0.1%以下
	上記以外のもの	DEHP, DBP, BBP	3種合わせて 0.1 %以下

表-1 EUのおもちゃに規制されるフタル酸エステル

2) 米国

「消費者製品安全性改善法 2008」中の「特定のフタル酸エステルを含有するある種 製品の販売の禁止」というセクションで規制されています。規制される対象物質は EU の規制と同じですが、規制値については EU では対象物質の合計値が 0.1 %以下である のに対して、米国では日本と同様、規制される各物質の濃度が 0.1%以下となっていま す。

改正の経緯

日本では 2002 年に厚生労働省告示によって食品、添加物等の規格基準の一部改正が 行われ、ポリ塩化ビニル製のおもちゃについて DEHP, DINP が規制されました。今回の 新たな規格改正は諸外国の動向を踏まえ,国際整合性を図ることを目的としているとい えます。

改正の概要

1) 規制されるフタル酸エステルの種類の拡大

規制されるフタル酸エステルが 2種類から 6種類(DINP, DIDP, DOP, DEHP, DBP, BBP) となりました。

動物を使った実験では、DINP、DIDP、DOPには肝臓への悪影響等の一般毒性が認めら れています。DEHP, DBP, BBP にはそれに加え, 精巣毒性等の生殖発生毒性が確認され ています。前者は後者に比べてリスクが低いと考えられています。乳幼児が口に接触す ることを本質とする部分に対しては全6種が規制されます。

2)規制対象とする材料の拡大

規制対象となる材料はポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂に限定せず, 可塑化さ れた材料からなる部分に拡大されています。「可塑化された材料」とは可塑剤が使用さ れた材料のことをいいます。可塑剤とは、樹脂に対して、成形加工を容易にし、または 柔軟性を与えるために樹脂の分子鎖間に入り込むように配合される添加剤のことです。 3) 規制対象とするフタル酸エステルの規制値

各フタル酸エステルの規制内容を表にすると表-2のようになります。

表 - 2	我が国の指定お	もちゃ	に規制され	るフ	タル酸エステル
-------	---------	-----	-------	----	---------

対象部分*1 対象物質		規制値
①おもちゃの可塑化された材料からなる部分	DEND DDD DDD	各々0.1 %を超えて含
	DEHP, DBP, BBP	有してはならない* ² 。
②①のうち, 乳幼児が口に接触することを本	DIND DIDD DOD	各々0.1 %を超えて含
質とする部分*3	DINP, DIDP, DOP	有してはならない*2。
③乳幼児が口に接触することを本質とするお	DINP	使用の禁止
もちゃの②以外の部分(ポリ塩化ビニル製)*4	DINF	(0.1 %以下)

- *1 複数の対象部分が同時に該当する場合もあります。例えば、可塑化された材料からなる、 おしゃぶりの口に含む部分は①と②に同時に該当するので、6種フタル酸エステルが規制対 象になります。
- *2 製造時の非意図的な混入等を考慮した値です。実質的には意図的な使用の禁止であり、 0.1 %までなら使用してもよいという意味ではありません。
- *3 例えば、おしゃぶりや歯固め、しゃぼん玉のストローなどがあります。
- *4 例えば、おしゃぶりの持ち手などがあります。

フタル酸エステルの SIM(選択イオン検出)クロマトグラムの一例

私どもは本規格改正に対応したフタル酸エステルの分析を実施しております。以下に, おもちゃの規格に規制されるフタル酸エステルの SIM クロマトグラムの一例を紹介し ます。

<試験溶液の調製>

細切した試料 1 g にアセトンとヘキサンの混液 50 ml を加え,40 ℃で一晩放置する。 冷後,ろ紙を用いてろ過し,ろ液をアセトンで 100 ml に定容する。さらに,この液を アセトンで 10 倍希釈する。

< GC/MS 測定条件>

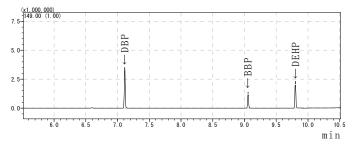
カラム:内径0.25 mm, 長さ30 mのキャピラリーカラムで, 5 %フェニルシリコン含有メ チルシリコンを0.25 μmの厚さでコーティングしたもの

カラム温度:100 $\mathbb{C}-20$ $\mathbb{C}/\min-320$ \mathbb{C} (10 min)

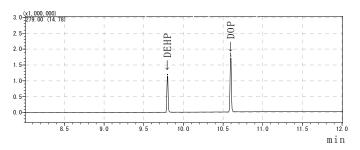
キャリヤーガス:ヘリウム 注入方法:スプリットレス

注入量:1 μ1

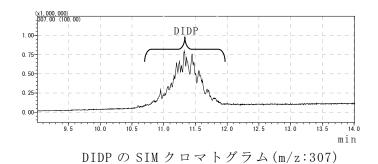
注入濃度:1 μg/ml 注入口温度:250 ℃ 検出器温度:280 ℃



DBP, BBP 及び DEHP の SIM クロマトグラム (m/z:149)

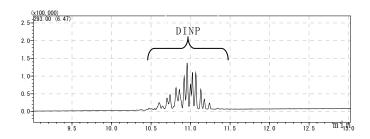


DEHP, DOP の SIM クロマトグラム (m/z:279)



(x100,000) 8. 0-293. 00 (100.00) DINP 10.5 11.0

DINP (CAS No. 68515-48-0)*の SIM クロマトグラム (m/z:293)



DINP (CAS No. 28553-12-0)*の SIM クロマトグラム (m/z:293) * DINP は 2 種類あります。

参考資料

・ 厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/)

5.0-4. 0-2.0

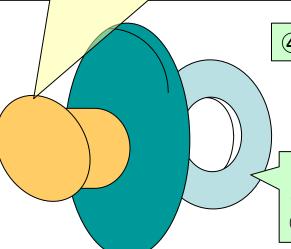
おもちゃの可塑化された材料からなる部分のフタル酸エステルの規制

材料と材料名は一例として示したものです。

口に接触をすることを本質とする部分

③材料:ポリ塩化ビニル

①材料:ゴム



④材料(塗膜):ポリ塩化ビニル

⑤材料:ゴム

ロに接触することを本質とするおもちゃ の口に接触することを本質としない部分

②材料:ポリ塩化ビニル

おしゃぶり

(口に接触することを本質とするおもちゃ)

⑥材料:ポリウレタン

DBP : フタル酸ジーnーブチル

DEHP: フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)

BBP: フタル酸へ、ンシ、ルフ、チルDIDP: フタル酸シ、イソテ、シル

DINP : フタル酸シ イソノニル

DNOP : フタル西食シ゛ーnーオクチル

《規制物質》

①: DBP, DEHP, BBP, DIDP, DINP, DNOP (6物質)

②: DBP, DEHP, BBP, DINP (4物質)

(3)4(5)6): DBP, DEHP, BBP (3物質)

JFRLニュース Vol.3.No.25 補足解説資料 2011年10月20日追加



車のおもちゃ